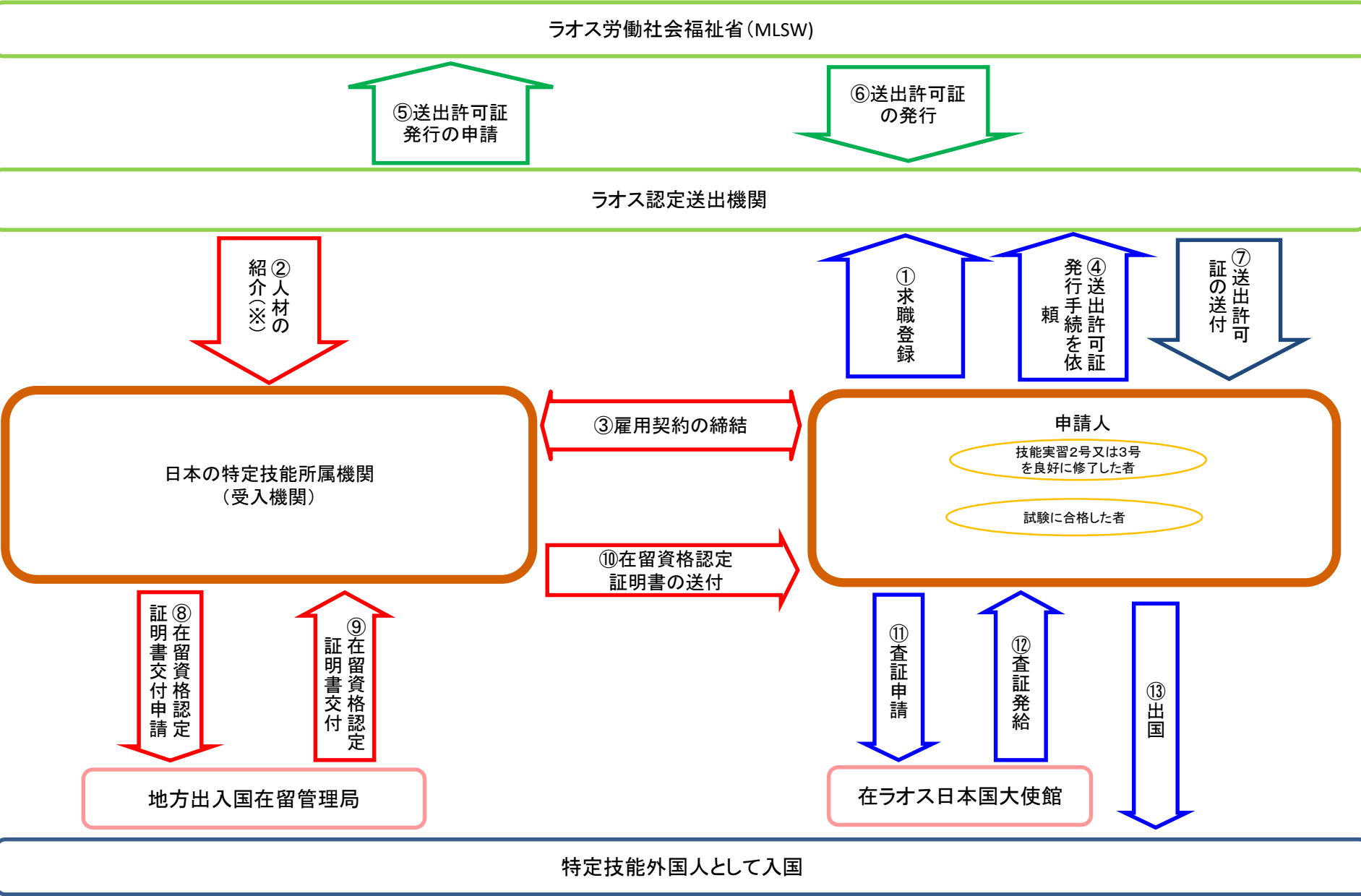


ラオス特定技能外国人に係る手続きの流れについて

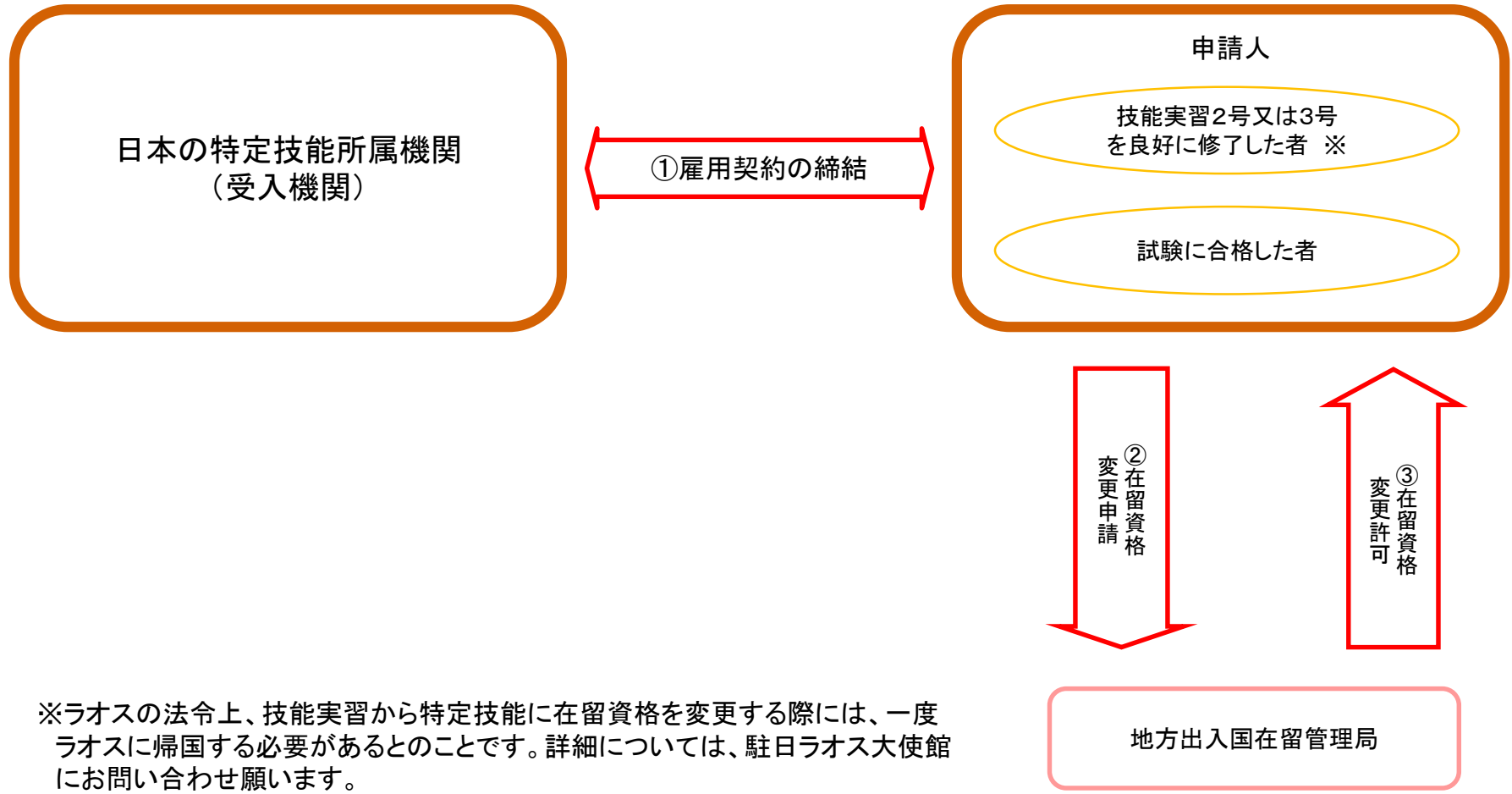
○ ラオスから新たに受け入れる場合



(※) 認定送出機関による求職者の人選を行う行為はあつせんにあたるため、仮にこのような行為を行う場合には、日本国内の職業紹介事業者としての許可を得る必要があります。
職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLをご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

ラオス特定技能外国人に係る手続の流れについて

○ 日本に在留する方を受け入れる場合



※ラオスの法令上、技能実習から特定技能に在留資格を変更する際には、一度ラオスに帰国する必要があるとのことです。詳細については、駐日ラオス大使館にお問い合わせ願います。